

「（仮称）道の駅姫路」整備及び運営事業
設計業務委託契約書（案）

令和7年7月10日

姫路市

設計業務委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 履行期間 始 期 年 月 日
終 期 年 月 日
- 3 契約金額 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 4 契約保証金
- 5 建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3第1項に定める記載事項 別紙のとおり

年 月 日

甲 委託者 姫路市
姫路市長

乙 契約相手方 住所
氏名

頭書記載の契約について、以下の条項（約款及び特約条項）に従って、信義を守り、誠実に契約を履行する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

約 款

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「目的物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する目的物を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 目的物（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日（姫路市の休日进行を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条に規定する市の休日を除く。）以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる国債の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

4 第1項第1号の契約保証金には利子はつけない。

5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第43条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

8 甲は、第30条第2項に規定する検査に合格したとき又は第34条第1項、第38条若しくは第39条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、目的物（未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作物の譲渡等)

第6条 乙は、目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。

2 甲は、目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作

物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、甲は、目的物が著作物に該当しない場合には、当該目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、目的物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該目的物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該目的物の内容を公表することができる。

5 甲は、乙が目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

第9条 乙は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は目的物によって表現される構造物若しくは目的物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、甲に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 乙は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査職員）

第10条 甲は、調査職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののは

か、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 甲の意図する目的物を完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 甲は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、甲が調査職員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第11条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第12条 乙は、設計図書に定める場合には、目的物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第13条 甲は、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第7条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」と

いう。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、

必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第28条において「天災等」という。）であって、乙の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第20条 甲は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第21条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。甲は、その履行期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第24条 契約金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、甲が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、甲と乙とが協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第26条 目的物の引渡し前に、目的物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 目的物の引渡し前に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条及び第42条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙

に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であって立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた業務の出来形部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（契約金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条 甲は、第8条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第26条、前条又は第32条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第30条 乙は、業務を完了したときは、工事等完了届により甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 前項の申出は、工事等目的物引渡書の提出をもって行うこととする。ただし、甲が当該書類の提出を必要としない場合は、その提出を省略することができる。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該目的物の引渡しを契約金の支払の完了と同時に行うことを請

求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 6 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(契約金の支払)

第31条 乙は、前条第2項（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。

）の検査に合格したときは、契約金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における目的物の使用)

第32条 甲は、第30条第3項又は第5項の規定による引渡し前においても、目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第33条 甲は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第34条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第36条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第33条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第11号イからトまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）に委託料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。
- (8) 第38条又は第39条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消されたとき。
- (10) 又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
- (11) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

ロ 暴力団員が役員（法人その他の団体（以下「法人等」という。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。）

として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

ニ 役員等（法人等にあつては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつてはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用していることが明らかになったとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ト 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

チ イからトまでのほか、乙が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をしたと認められるとき。

(12) 正当な理由なく、第47条第1項に規定する情報の提供を拒んだとき。

(13) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条 第35条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第38条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第39条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定により設計図書等を変更したため契約金額が3分の1以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の3分の1を超えたとき。

2 第34条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合の損害賠償に準用する。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第40条 第38条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第41条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下この条において「既履行部分契約金」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

第42条 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第35条、第36条又は次条第3項によるときは乙が負担し、第34条、第38条又は第39条によるときは甲が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 乙が負担する。

4 第2項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、甲が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第35条、第36条又は次条第3項によるときは甲が定め、第34条、第38条又は第39条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第35条又は第36条の規定により目的物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第35条又は第36条の規定により目的物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 目的物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。
- 6 前項の規定による遅延日数の計算については、第30条の規定による検査に要した日数は算入しない。検査の結果不合格となった場合におけるその補正又は修正をさせるために甲が第1回目に指定した日数についても同様とする。
- 7 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金（同条第1項第5号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保（次項において「契約保証金等」という。）をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 甲は、前項の規定により契約保証金等を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。
- 9 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の委託料支払請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。
- 10 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。
- 11 第9項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第44条 乙は、乙が、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 前条第9項から第11条までの規定は、第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金について準用する。

（乙の損害賠償請求等）

第45条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第46条 甲は、引き渡された目的物に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合に係る履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能な期間をいう。以下第2項、第4項及び第7項において同じ。）内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。

2 この契約が建築設計業務委託の場合は、頭書の契約不適合責任期間の項に「目的物引渡しの日」とあるのは「建築物の工事完成後」と読み替えて前項の規定を適用する。ただし、目的物の引渡しから10年間を超えて

請求等を行うことはできない。

- 3 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 甲は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された目的物の契約不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(役員等に関する情報提供及び情報の利用)

- 第47条 甲は、乙又は第5条第2項の規定により甲の承諾を得て業務の処理を受託し、若しくは請け負う者（以下この条において「乙等」という。）が排除対象業者でないことを確認するため、乙等に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 2 甲は、前項の確認に当たり、乙等から提供された情報を警察署長に提供し、その意見を聴くことができる。
 - 3 甲は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

(不当介入に対する措置)

- 第48条 乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

- 第49条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成した場合において、この契約に施された電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては同日から効力を生ずるものとする。

(補則)

- 第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

特約条項

(定義)

第1条 約款第1条第1項の設計図書は、この契約においては、「(仮称)道の駅姫路」整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に係る要求水準書(以下「要求水準書」という。)、要求水準書に関する質問書への回答及び乙が甲に提出した提案書類を指すものとする。

2 約款第1条第2項で定める「業務」とは、要求水準書で定める設計業務を指すものとする。

(総則)

第2条 乙は、甲に対し、業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、神戸地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

3 乙が設計企業グループを結成している場合においては、甲は、この契約に基づく全ての行為を設計企業グループの代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、設計企業グループの全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、約款第5条第2項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金額の請求債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(著作権の侵害の防止)

第4条 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計業務責任者の選定及びモニタリングの実施)

第5条 乙は、設計業務責任者を1名選定し、業務の着手時、完了時及び設計方針等の確定時にセルフモニタリングを実施させ、その結果を統括管理責任者及び市へ報告させるものとする。なお、セルフモニタリングの実施方法は、要求水準書「4.2(5)セルフモニタリングの実施」によるものとする。

2 甲及び乙は、別紙1「モニタリング計画」に従い、モニタリングを実施する。甲は乙に対して同別紙に定める措置を行うことができ、乙はこれに従うものとする。

(土地への立入り)

第6条 乙が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなけ

ればならない。

(許認可の取得等)

第7条 乙は、業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、甲が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、甲は必要な措置を講じ、当該措置について乙に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、乙はこれに応じる。

2 乙は、前項ただし書きに定める場合を除き、業務を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。

3 甲は、前2項に定める乙による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、乙から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

4 乙は、業務の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、業務の終了時に甲に提出する。

5 乙は、業務の実施に係る許認可等の原本を保管し、甲の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを甲に提出する。

(法令変更等)

第8条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

(1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

(2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

(3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する契約金額の支払において、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5 甲は、乙から第1項の通知を受けたときは、速やかに乙と業務の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、甲は業務の継続についての対応を定め、乙に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第9条 乙は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用に限り、その負担を甲に請求することができる。

(1) 業務に直接関係する法令変更等による増加費用

(2) 工事目的物の敷地、構造又は工事目的物に関する法令変更等による増加費用

(3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用

(4) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、契約金額を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第10条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由の変更に係る費用負担)

第11条 甲が約款第17条又は約款第18条の規定に基づき設計図書の訂正又は変更若しくは設計図書等の変更をした場合において、当該変更が乙の責めに帰すべき事由により必要となったときは、当該変更により甲若しくは乙に生じた損害又は乙に生じた増加費用は乙が負担するものとする。

(測量・調査)

第12条 乙は、必要に応じて、工事用地における測量、地盤調査その他業務の実施に係る調査を実施することができる。

2 乙は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。

3 乙は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合(約款第17条第1項各号又は約款第18条若しくは前条に該当する事由を除く。)には、その対策費を負担する。

(不可抗力による措置)

第13条 甲及び乙は、不可抗力によりこの契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、この契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行ったこの契約の当事者は、当該不可抗力によりこの契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

2 乙は、不可抗力により本事業に関して乙に合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について甲と協議することができる。

3 甲及び乙は、前項の協議の結果を踏まえ、この契約の締結後において、不可抗力により本事業の実施に関して乙に発生した合理的な増加費用を別紙2「不可抗力による費用分担」に規定された負担割合に応じて当該費用を負担する。

4 甲は、不可抗力により本事業に係る乙の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる。

5 甲は、不可抗力によりこの契約に定める目的物の引渡しの遅延が避けられない場合には、乙と協議の上、引渡予定日を変更する。

6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力により乙が本事業を継続することが不能となったと甲が判断する

場合又は甲が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、甲が次条に基づき、本特約条項第17条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(支払予定額)

第14条 約款第31条の規定にかかわらず、各年度における契約金の支払予定額（以下「支払予定額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払予定額を変更することができる。

3 約款第31条第2項の場合において、契約金については、別紙3「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」に定めるサービス対価Aとして支払うものとする。

(部分引渡し)

第15条 目的物について、甲が図面等において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の委託業務が完了したときは、約款第30条並びに第31条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第30条第1項、第2項、第3項及び第6項中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、同条第3項及び第5項中「目的物」とあるのは「指定部分に係る目的物」と、第31条第1項及び第2項中「契約金」とあるのは、「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えるものとする。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第16条 甲は、法令変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、乙との協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙による業務の継続が不能又は著しく困難なとき。

(2) 乙が業務を継続するために、甲が過分の費用を要するとき。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第17条 甲は、この契約の締結日から目的物の引渡しまでの間に、前条によりこの契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 甲は、乙に対してこの契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、この契約の全部又は一部を解除する。

(2) 甲は、業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権、著作権その他の権利を全て取得及び保持する。

(3) 甲は、前号の権利を保持した上で、当該成果に相応する代金(これにかかる消費税等を含む)を支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づくこの契約の解除に関して乙に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、法令変更等については本特約第9条が、不可抗力については本特約条項第13条第3項が適用されるものとし、甲は、乙と協議の上、その支払方法を定める。

(保険)

第18条 乙は、図面等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

(雑則)

第19条 この契約書の解釈について疑義が生じた場合は、甲と乙は本事業の目的の遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

別表（特約第14条関係）

年度	支払予定額
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
	円
	円

別紙1 モニタリング計画

※契約締結時に添付資料5「モニタリング計画」を添付します。

別紙2 不可抗力による費用分担

この契約の特約条項第13条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

1. 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であつて、甲及び乙のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由（経験ある管理者及び乙側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

(1) 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等

(2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等

(3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差押え等

2. 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

(1) 業務期間の変更、延期及び短縮に伴う業務費用

(2) 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要の調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用

(3) 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用

(4) 損壊した設備の損傷・復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事中機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用

(5) 業務期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な違約金を含む。）

(6) 業務期間の変更、延期及び短縮に伴う乙の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、乙の期待利益は除く。）

3. 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

(1) 業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額（乙が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）については、甲は、当該追加費用及び損害額のうち契約金額の100分の1を超える額を負担する。

(2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、業務の遅延又は中断、この契約の解除に伴う各種追加費用、業務に必要な設備の損傷復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。

(3) 数次にわたる不可抗力により、上記(1)の追加費用及び損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗

力による乙が負担する追加費用及び損害額の負担については、乙が既に負担した額を差し引くものとする。

別紙3 サービス対価の算定、支払い及び改定方法

※契約締結時に添付資料4「サービス対価の算定、支払い及び改定方法」を添付します。